

北海道宗谷総合振興局告示第1203号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる小型機船底びき網漁業(宗谷総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和7年10月31日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業(手線第三種漁業)(ほや)	宗海共第22号共同漁業権漁場区域のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの点を順に結んだ線によって囲まれた海域。 宗海共第22号共同漁業権漁場区域E区 ア:宗海共第22号共同漁業権 点16 イ:宗海共第22号共同漁業権 点2 ウ:宗海共第22号共同漁業権 点3 エ:宗海共第22号共同漁業権 点4 オ:宗海共第22号共同漁業権 点20 カ:宗海共第22号共同漁業権 点19 キ:宗海共第22号共同漁業権 点18 ク:宗海共第22号共同漁業権 点17	1月1日から12月31日まで	1隻	総トン数10トン未満	宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	令和7年10月31日から令和7年12月1日まで	<p>1. 許可の有効期間は、令和8年1月1日から令和8年12月31日までとする。ただし、令和8年1月2日以降の許可にあっては、許可の日から令和8年12月31日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和8年1月1日から令和8年6月30日までとする。ただし、令和8年1月2日以降の認可にあっては、認可の日から6か月又は令和8年12月31日のいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、宗谷総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、宗谷総合振興局長に報告しなければならない。 (2) ほや以外のものを主たる漁獲の対象として操業してはならない。 (3) 5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
同上	宗海共第47号共同漁業権漁場区域	同上	1隻	同上	同上	同上	